



令和 7 年 1 月 24 日

国土交通省関東地方整備局
建設部

指定確認検査機関等の処分について

令和 7 年 1 月 19 日付けで、関東地方整備局長から関東地方整備局長指定の指定確認検査機関に対し、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 77 条の 30 第 1 項に基づく監督命令を行いましたので、お知らせいたします。

また、令和 7 年 1 月 18 日付けで、関東地方整備局長から当該指定確認検査機関の処分に連する建築基準法適合判定資格者（確認検査員）に対し、法第 77 条の 63 第 2 項に基づく業務禁止の処分を行っていますので、併せてお知らせいたします。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建設部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1392

建築安全課 課長 大谷（内線：6681）

建築安全課 課長補佐 杉本（内線：6682）

一般社団法人日本住宅性能評価機構（関東地方整備局長指定第9号）

【処分内容】

監督命令：確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の不十分な確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和8年1月19日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに関東地方整備局長に報告すること。

【処分事由の概要】

神奈川県内の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により以下の(1)～(3)に掲げる規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

- (1) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第27条第1項の規定に適合しない（本件建築物のうち本体建物（以下「本体建物」という。）は法別表第一（ろ）欄に掲げる階を同表（い）欄（二）項に掲げる用途に供する特殊建築物に該当するため、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分（本体建物と同一敷地内の付属建物4（用途：バイク置場）相互の外壁間の中心線から、1階にあっては3m以下、2階以上にあっては5m以下の距離にある建築物の部分）に、法第2条第九号の二ロに規定する防火設備を設けなければならないにもかかわらず、これを設けていない）ことを見過ごした。
- (2) 法第35条及び建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第34号）の規定による改正前の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第120条第1項の規定に適合しない（主要構造部を準耐火構造とした共同住宅の住戸でその階数が2又は3であり、かつ、出入口が一の階のみにあるものの当該出入口のある階以外の階について、その居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離が40mを超えていため、本体建物の7階において、その居室の各部分からの歩行距離が50mとなる避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む）を設けなければならないにもかかわらず、これを設けていない）ことを見過ごした。
- (3) 法第35条及び建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第310号）の規定による改正前の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条の2第1項の規定に適合しない（本体建物の1階管理人室について、準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の

別 紙

二口に規定する防火設備で区画しておらず、かつ、本体建物においては、法別表第一（い）欄（二）項に掲げる用途に供する特殊建築物で延べ面積が500平方メートルを超えるものに該当することから、1階管理人室に排煙設備を設けなければならないにもかかわらず、これを設けていない）ことを見過ごした。

【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

処 分 日 令和7年12月18日

資格者名 愛澤 明美（登録番号第 3000612 号）

処分内容 業務停止3月